

○青山総務課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから会議を始めたいと存じます。

本日は、加藤委員が御欠席でございます。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いしたいと存じます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第144回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は8つございます。

議題1「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の成立を受けた個人情報保護委員会の今後の取組（案）について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の成立を受けた個人情報保護委員会の今後の取組（案）について」、資料1に基づいて御説明申し上げます。

1ページ目を御覧ください。

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案は、本年3月10日に国会に提出された後、国会における審議を経て、6月5日に成立しました。

国会における審議の経過の詳細は、本資料に記載のとおりです。

衆議院、参議院における附帯決議の内容は、それぞれ2ページ目及び3ページ目に記載しております。

高度情報通信社会の進展に伴い集積される個人情報の利活用之际、個人の権利利益の保護を図りながら個人情報の利活用を行うことが、より良い社会環境の発展のために一層重要な課題になっていることを踏まえ、政令等を定めるに当たっては、国民に分かりやすいものとなるよう、消費者や事業者等多様な主体から広く丁寧に意見を聴取し、保護対象を可能な限り明確化する等の措置を講ずること、個人の権利利益の保護を図りながら個人情報の利活用を行うよう、個人情報保護委員会は、民間の実態を常に広く把握し、制度面も含めた検討を随時行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること等の附帯決議が行われました。

政府として、これらの附帯決議について、その趣旨を十分尊重することとしております。

続いて「改正法の円滑な施行に向けた取組の方針（案）」について御説明申し上げます。

4ページ目を御覧ください。

改正法の円滑な施行に向けては、政令・規則・ガイドライン等の迅速な整備と、改正法についての積極的な周知・広報の2つの取組を行う必要があるものと考えております。

政令等の整備については、附帯決議においても求められているように、消費者や事業者等多様な主体から広く丁寧に御意見を伺いながら検討を進めるとともに、義務の要件や想定される事例等を可能な限り明確に示す必要があるものと考えております。

また、周知・広報については、改正法の施行までに十分な期間を確保した上で、全国での説明会や分かりやすい資料の作成等、積極的かつ幅広い活動を行う必要があるものと考えております。

最後に「改正法の円滑な施行に向けたロードマップ（案）」について御説明申し上げます。

5 ページ目を御覧ください。

本資料の表は、先ほど申し上げた2つの取組について、具体的なタイムラインをお示しするものです。

まず、本年7月から8月までの間において、政令等についての基本的な考え方をお示した上で、秋から冬にかけて委員会における検討を加速させ、来年春頃には、政令及び規則の成案を、来年初夏頃には、ガイドライン及びQ&Aの成案をそれぞれ公表することを現時点では予定しております。

また、広報活動については、政令等が成案となる前の期間においては、改正法の概要に関する周知・広報を行うこととし、政令等が成案となった後の期間においては、政令等の内容も含めた周知・広報を行うことを予定しております。

今回成立した改正法は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日に施行することとされているため、その施行を令和4年の春から6月の間としておりますが、今後の状況によって変わり得る旨について申し添えます。

説明は、以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

大滝委員。

○大滝委員 今、説明の中にもありましたし、また、今年度の委員会の活動方針においても、既に示したとおり、また、国会の附帯決議の中にも盛り込まれていることですが、今後、改正法の円滑な施行に向けて、多様なステークホルダーの御意見を丁寧に伺いながら、事業者等の関係者が準備するための十分な期間を確保できるように、迅速に、また、ロードマップにきちんと沿ったような形で政令・委員会規則・ガイドライン等の検討を行いたいと思います。

ぜひ、委員会としても、その方向で進めていければと思います。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかに、どなたか、藤原委員。

○藤原委員 説明ありがとうございます。

今回の改正法について、消費者・事業者等も大きな関心を寄せておられるわけですが、個人情報保護法の改正は、政令・規則・ガイドライン等示して完成するものであるということでもあります。

そこで、政令等委任事項に関して一言だけ申し上げたいと思います。

今日、事務局から報告のあった、附帯決議等、国会審議の経過も踏まえまして、政令等を整備するに当たりましては、項目ごとに審議の内容を再度しっかりと整理して、委員会として大きな方向性を定めた上で、具体的に検討を行うということが必要だと思っております。

で、委員会としても周到な準備をして当たる必要があると思っております。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

宮井委員。

○宮井委員 報告ありがとうございます。

私からは、周知・広報の必要性ということで述べたいと思います。

個人情報保護法は、幅広い事業者の方や消費者に影響を与える法律でありますので、今回の改正法及び関係する政令等の周知・広報については、事業者や消費者、それぞれにとって分かりやすい内容であることが必須であると思います。

また、広く事業者や消費者に知っていただく、こういった周知活動も非常に重要だと思いますので、しっかりと行っていく必要があると思います。

特に、新型コロナウイルスの影響で、社会が大きく変わろうとしています。現に消費者のオンライン決済の使用が増えておりますし、社会が、急速にデジタル化が進んでいく、これから、そのような状況もございますので、ますます委員会の役割が大きくなっていると思います。

そういったことも踏まえて、徹底した周知・広報、こういったことをしっかりと行っていきたいと思います。

以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

今回の改正法につきましては、本年の3月に法案として国会に提出され、国会における審議を経て、皆様御承知のように、法案が成立いたしました。

今般、個人情報保護法の3年ごと見直しに基づく初めての改正法の成立に至ったことについて、これまで個人情報保護法相談ダイヤルやタウンミーティングに寄せられたお声も含めまして、昨年1月以降の検討に関与いただいた非常に多くの関係者の皆様には、改めて感謝を申し上げたいと思います。

今回は、改正法に関する国会審議の経過について事務局から報告を受けた上で、改正法の施行に向けた政令等の整備及び周知・広報の大きな道筋について、ただいま御意見を頂きましたが、議論を行っていただいたところでございます。

本日の御意見を踏まえまして、まずは国会審議の内容を踏まえつつ、関係する政令・委員会規則・ガイドライン等について基本的な考え方を検討した上で、消費者や事業者等の幅広いステークホルダーの御意見を伺いながら、具体的な検討を、スピード感を持って進めてまいりたいと思います。

それでは、本案については、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定をいたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「マーストリヒト大学DPOコースへの事務局職員の参加について」、事務局から報告をお願いいたします。

○石井企画官 マーストリヒト大学DPOコースへの事務局職員の参加につきまして、資料2に基づいて報告をいたします。

背景・目的でございますけれども、マーストリヒト大学では、平成30年5月25日に施行されました欧州一般データ保護規則（GDPR）により、個人データを取り扱う主体が一定の場合に設置することが義務付けられているデータ保護オフィサー（DPO）の養成を目的として、講義、それからグループ討論、最終の筆記試験を経て合格者をDPOとして認証する講座「DPO認証コース」、こちらは有料でございますけれども、この講座を提供してございます。

今般、GDPRをはじめとした欧州の個人情報保護法制に係る専門的知識及び最新動向の習得並びに海外勤務、国際会議への参加等、国際的な業務の実施に必要な英語能力の向上を図ることを目的として、事務局職員（企画官級）を、本件講座に参加させたものでございます。

結果でございますけれども、令和2年3月9日から令和2年3月13日まで開催されました本件講座に参加をいたしまして、合格し、DPO認証を取得したということになります。

この結果、参加を予定しました職員は、2年間、マーストリヒト大学認証DPOという表示を行うことが許諾されます。また、より高度なDPO向けトレーニングプログラムであるプロフェッショナルコースへの受講資格を与えられることとなりました。

今後でございますけれども、本件講座は、GDPRにとどまらず、広く欧州のデータ保護に係る考え方、基礎的なものから応用的なものまで至るまで考え方を身につけるのに有用と考えられますので、今後も事務局職員を積極的に参加させることといたしたく存じます。

報告は、以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問をお願いいたします。

大島委員。

○大島委員 DPO認証の取得とともに、事務局の大変前向きな姿勢を、うれしく思った次第です。

外国の法律に基づく制度とは言いましても、個人情報保護に関する知識全般につき学ぶということは大変重要だと思います。

その意味で、今般、委員会の職員が本コースに参加しかつ合格したというのは、大変意義深いものだと思っております。

これからも、引き続き、こうした機会を活用して学び続ける姿勢が大変重要ではないかと思っております。

よろしくお願ひいたします。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかに、どなたかございますでしょうか。

それでは、次の議題に移ります。

議題3「法務省に対する報告徴収の実施について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 法務省に対する報告徴収の実施について、資料3に基づき、御説明いたします。

まず、背景ですけれども、今般、社会保障手続において親族関係等の情報を電子的に提供可能とするため、戸籍法等が改正されまして、戸籍関係情報が新たに情報連携の対象とされたところです。

このため、法務省は、マイナンバーは保有しないものの、戸籍の情報と個人識別符号が紐付けられた特定個人情報ファイルを作成しまして、このファイルを用いて情報連携を行うこととなっております。

また、戸籍を情報連携の対象とするためには、戸籍の情報を個人別に分離するなど、情報連携に適した形式に加工する必要があるとされておりますけれども、このプロセスにおいても膨大な戸籍の情報が取り扱われることとなりますので、戸籍情報を加工する過程の情報及び関連システムの開発についても、委員会の監督に服することとなったというのが、今回、報告徴収をお諮りする背景でございます。

次に、委員会の対応については、現在、法務省は、戸籍情報を加工するためのシステムの開発を行っておりますけれども、マイナンバー法上、法務省は当該システム開発における秘密の漏えい防止等の保護措置を講じなければならず、委員会が、これを監督することとされております。

このため、当該システム開発において、必要な保護措置が講じられているか確認するために、法務省に対しまして、システム開発の各段階において報告徴収を行うこととしたいと考えております。

なお、参考として、特定個人情報保護評価についても記載しておりますけれども、法務省は、将来的に特定個人情報ファイルを保有することになりますので、保護評価を実施する必要がございます。

したがって、こちらについても、現在、審査・承認に向けて調整を進めているところでございます。

今回、本報告徴収について御承認いただけましたら、速やかに法務省に対し報告を求めることとしたいと考えております。

御説明は、以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

中村委員。

○中村委員 説明にもありましたように、今回、戸籍法等の改正により、戸籍関係情報が新たに情報連携の対象となって、マイナンバー法上、法務省は当該システムの開発における漏えい防止などの保護措置を講じなければならず、委員会が、これを監督する立場にあります。

委員会としては、戸籍のような重要な情報を取り扱う情報連携については、当初のシステム開発の段階から適切な保護措置が取られているか確認していくことが重要と考えます。

また、法務省は、将来的に特定個人情報ファイルを保有することになるため、特定個人情報保護評価を実施する必要がありますので、保護評価の担当とも連携しながら対応していくことが必要になると思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

それでは、説明のとおり、法務省に対して報告を求めることとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのようにいたします。特に修正の御意見がないようですので、報告を求めたいと思います。

事務局におかれては、所要の手続を進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

議題4「情報提供ネットワークシステムの監視状況について」、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局 「情報提供ネットワークシステムの監視状況について」、資料4に基づき御報告いたします。

監視・監督室では、情報提供ネットワークシステムで情報連携される情報提供等の記録を取得し、分析することで、行政機関等の職員による不適切な個人情報の利用、興味本位での照会や私的な名簿作成等がないかを監視しております。

こちらについて、平成29年7月の運用開始から、令和2年3月末までの期間における、情報提供ネットワークシステムの監視状況について御報告させていただきます。

項番1の情報照会の件数につきましては、約6000万件となっております。

月別の推移につきましては、別紙1のとおりとなります。

平成29年7月から令和元年6月までは、月間照会件数が約20万件から180万件までの範囲で推移しておりましたが、日本年金機構が情報連携を開始した令和元年7月以降は月間約400万件から800万件以上に急増しております。

項番2の情報照会された主な事務につきましては、別紙2のとおりとなります。

情報照会の約7割以上は市区町村と日本年金機構が行っております。

また、照会の目的である主な事務の内容につきましては、以下のとおりとなります。

項番3の監視方法につきましては、(1)監視・監督システムによる照会件数の変動、

休日の情報照会、記録事項変更の発生理由等の確認、（２）データ分析専門事業者による照会件数の統計及び相関分析により行っております。

項番４の調査につきましては、項番３の監視により調査が必要であると判断した機関に対して、監視・監督室職員が聞き取り調査を実施しております。

項番５の主な調査結果の内容につきましては、調査を実施した機関の中には、以下のような、適切に照会を行っていない事例が認められたものもございました。

１つ目は、運用テスト用として総務省からテスト環境が提供されているにもかかわらず、実際のデータでテストを目的とした照会を行っていたという事例でございます。

２つ目は、照会の根拠として、誤った事務等を設定していたという事例でございます。

３つ目は、DV被害者等ではない住民について、不開示設定による照会を行っていたという事例でございます。

これら３つの事例につきまして、該当する機関に対しましては、情報照会の手法が正確ではないこと及び適切な情報照会の手法について連絡をしたところでございます。

なお、現在、委員会で実施している監視につきましては、監視・監督システムにより、職員が、毎日、情報照会件数約20万件から30万件程度を、２時間から３時間程度かけ分析を行っております。

今後、AIを用いた分析を短時間で効率よく行えるように、ただいま事業者とともに実証実験を行っており、成果を次期システムに実装する予定でございます。

御報告は、以上となります。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの報告について、何か御質問、御意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。では、ありがとうございます。

次の議題に移ります。

議題の５「検査結果事例集の更新について」、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局 検査結果事例集の更新につきまして、資料５に基づき御説明いたします。

本事例集は、地方公共団体等における特定個人情報の適正な取扱いの参考となるよう、立入検査で指摘した指摘事例、把握した好事例、その他参考情報を取りまとめて平成29年度に公表したものになります。

平成30年度に追加事案等の更新を行っておりますが、令和元年度に実施した立入検査におきましても、有用な事例を把握しておりますので、再度の更新を行うことといたしました。

なお、公表方法につきましては、前回更新時と同様に委員会ホームページに公表後、地方公共団体及び行政機関に事務連絡を发出させていただきたいと思っております。

今回の更新では、指摘事例で４件、好事例で１件の追加を行います。

今回、更新する事例の内容につきまして、御説明させていただきます。

事例９では、監査の実施について事例を追加しております。

監査を実施していても、各課で行った自己点検の集約にとどまっており、第三者の目でのチェックが行われていなかった事例等を追加しております。

事例10では、教育研修の実施について事例を追加しております。ガイドラインが求める4種類の教育研修のうち、指摘することが多い情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対する研修の事例等を追加しております。

また、研修は実施されていたものの、各課で個別に管理するシステムの担当職員が研修対象者として含まれていなかった事例も追加しております。

ガイドラインの求める教育研修のうち、情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対する研修及び保護責任者に対する研修は、検査において実施できていない地方公共団体が散見されますので、今後、研修資料等のコンテンツを作成するなど対応についても検討していきたいと考えております。

事例13では、既存の管理区域への機器等の持ち込み制限の事例に、一部の保守業者の入退室が記録されていなかった事例を追加しております。

事例18では、委託先の監督について指摘の多い事項を追加しております。

内容は、これまでの契約実績のみをもって委託先における安全管理措置の状況をあらかじめ確認せずに委託していた事例になります。

また、パンチ入力業務の委託先において、サーバー内に蓄積される入力データについて、契約終了後に消去されていることを確認していなかった事例も追加しております。

事例7では、立入検査で把握した好事例を追加しております。

職員の端末起動時画面に情報セキュリティー研修資料や自己点検結果等の資料を日々表示することで、個人情報保護等に関わる意識の高揚を図っていたという事例になります。

御報告は、以上になります。

○丹野委員長 ただいまの報告について、何か御質問、御意見はございますでしょうか。特にないようですね。

では、ありがとうございました。

それでは、次の議題に移ります。

次からの議題は、監督関係者以外の方は退席願います。

○丹野委員長 それでは、議題6「監視監督について①」、事務局から説明をお願いいたします。

(内容については非公表)

○丹野委員長 次に、議題7「監視監督について②」について、事務局から説明をお願いいたします。

(内容については非公表)

○丹野委員長 では、議題8「監視監督について③」について、事務局から説明をお願いいたします。

(内容については非公表)

○丹野委員長 本日の議題は以上でございます。

本日の会議の資料については、公表しないこととした資料以外は、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

それでは、そのように取り扱います。

それでは、本日の会議は閉会といたします。